

令和元年度 一般財団法人札幌市体育協会事業計画

札幌市体育協会は、本協定会款第3条に基づき札幌市におけるスポーツ団体を統括し、スポーツの普及振興を図り、市民の心身の健全な発達と本道におけるスポーツの振興に寄与することを目的と定め、この目的を達成するために各事業を実施する。

1 札幌市民体育大会の開催

広く市民の間にスポーツの普及・振興・発展を図り、健康の維持増進と文化生活の向上に資することを目的に開催する。

- (1) 第60回札幌市民体育大会総合開会式
 - ・日時：令和元年5月24日（金）19：00
 - ・会場：北ガスアリーナ札幌46（中央区北4条東6丁目）
- (2) 市民体育大会における開催経費補助事業
 - ・各競技団体が実施する市民体育大会開催経費の一部を補助する。
 - ・53競技実施予定

2 競技力向上事業並びに普及促進事業

各加盟競技団体が、選手強化・育成や指導者の資質向上並びに各競技の普及促進を図ることを目的に実施する事業等の経費を一部補助する。

- (1) 競技力向上事業
 - ① 選手強化育成事業
 - ② 指導者育成事業
- (2) 普及促進事業
 - ① 普及促進講習会及び研修会開催事業
 - ② スポーツ教室等開催事業
- (3) さっぽろアスリートサポート事業
 - ① 派遣サポート
 - a. Aサポート オリンピック、世界大会等
 - b. Bサポート 全国大会、日本選手権等
 - c. Cサポート 国民体育大会
 - ② 育成サポート
 - a. 強化合宿等参加サポート
 - b. スポーツ医科学講習会開催サポート
 - ③ 測定サポート
 - ④ 大会開催サポート
 - ⑤ 指導者育成サポート

3 競技力向上指導者講習会の開催

各加盟競技団体等において、競技力向上普及促進に携わる関係者が一堂に会し、講習会を通し指導者としての

資質向上を図り、相互の理解と連携を深めることを目的として開催する。

(1) 題目：「女性アスリートの未来のため」副題：未定

日時：令和元年10～12月（予定）

会場：未定

講師：高尾 美穂《イーグ表参道 副院長》

《資格》医学博士・産婦人科専門医・日本スポーツ協会公認スポーツドクター

《活動》国立スポーツ科学センター（JISS）で平成25年よりスポーツ庁委託事業「女性アスリートの育成・支援プロジェクト」の一環として実施されている『女性ジュニアアスリート指導者講習会』『女性ジュニアアスリート及び保護者のための講習会』等にて、婦人科編の担当講師として活躍中。

4 加盟団体理事長・事務担当者会議の開催

各加盟団体代表者・担当者が一堂に会し、各種事務処理の説明や意見交換などを行い、各加盟団体相互の連携と融和を図る。

5 スポーツ少年団の育成

スポーツ少年団活動を通じて、子どもたちの健全な心身の発育発達に資するために、スポーツ少年団組織育成及び各種事業を展開する。

(1) 登録事務

・ 4月1日～6月30日：Webにて単位団から札幌市スポーツ少年団本部へ直接登録

(2) 派遣事業

・ 日本スポーツ少年団・北海道スポーツ少年団が主催する少年大会、リーダースクールへの派遣、全道・全国種目別交流大会への派遣

(3) リーダー育成

① 札幌市スポーツ少年団リーダー養成研修会開催（平成31年12月初旬頃）

(4) 各種目交流大会の実施

・ 軟式野球他11種目の交流大会開催

(5) 指導者育成事業

① 認定員養成講習会開催（平成31年11月中旬頃）

② 北海道スポーツ少年団指導者研修会【道央ブロック札幌会場】

(6) その他

① 札幌市スポーツ少年団委員総会の開催

② 各区本部との連絡調整

6 スポーツ団体への指導・支援

(1) 各団体が行う事業に対し、要請に応じて、後援・協力・協賛等を行う。

(2) 加盟競技団体の要請に応じて、各種大会運営及び組織体制強化充実等について指導・助言を行う。

7 各種スポーツイベント等への協力・支援

冬季オリンピック・パラリンピック札幌招致期成会、札幌版地域スポーツコミッションをはじめとする、国際

的・全国的・全道的・全市的な規模で行われるスポーツイベントや事業に関し、協力・支援を行う。
(イベント・事業における役員就任等)

8 スポーツに関する情報提供、広報活動

市民をはじめ、広く多くの方々にホームページを活用し、札幌市体育協会や加盟団体の情報、スポーツに関する幅広い情報を収集・提供する。[<http://sattaikyo.com>]

9 公益財団法人北海道スポーツ協会との連絡協調

北海道スポーツ協会への評議員、理事の就任他。

※関連諸団体への当協会会長、副会長他が役員就任。

10 関係外郭団体との連絡協調

各関係外郭団体への役員就任他。

※関連諸団体への当協会会長、副会長他が役員就任。